

基本目標 4 暮らしを支える環境の確保

重点課題6 居住環境の整備・日中活動の場の整備

【居住環境の整備】

- 入所型福祉施設から地域生活への移行という基本的な考えとともに、障害者が自らの暮らし方を選択し、障害の軽重に関わらず生まれ育った地域で生活していくことができるよう、居住環境の整備が必要です。
- 現状は、身体障害者福祉ホーム1か所、重度身体障害者グループホーム1か所、知的障害者グループホーム・ケアホーム9か所、精神障害者グループホーム2か所となっていますが、待機者が多くいる状況です。また、区外の入所施設に入所している人で、生まれ育った地域に戻りたいと願っている人は、障害福祉アンケート調査結果からも多くいることがうかがわれます。
- 新規に設置する（仮称）清川二丁目福祉施設は、地域生活移行の観点から地域生活支援型入所施設として位置づけられています。障害者の自立した生活への移行を推進するためには、入所施設と一般住宅での生活の中間的な訓練を行う通過型の施設が必要です。一般住宅での生活が困難な障害者に対して、退所後の生活の場の確保の必要性から、グループホーム、ケアホーム等の整備が求められています。
- 入院中の精神障害者で、条件が整えば退院可能な人の地域生活を支えるためには、住まいの場の確保が重要であり、家族との同居が困難な人にとっては、必須の課題です。
- 障害があることにより、民間賃貸住宅など一般住宅への入居に際して契約や保証人等の関係などから支援が必要な状況があります。円滑に入居ができるよう支援体制の整備が求められています。

【（仮称）清川二丁目福祉施設の整備】

- ・ 平成22年度開設に向け整備中である（仮称）清川二丁目福祉施設内に、知的障害者の自立と社会参加を促進するための生活指導や訓練等を行う、地域生活支援型の入所施設及び通所施設を民間活力を活用しながら整備します。提供するサービスは、施設入所支援、生活介護、自立訓練（生活訓練）、短期入所支援を実施します。

【知的障害者グループホーム・ケアホームの整備】

- ・ 知的障害者グループホーム・ケアホームは21年3月現在、9か所となっています。引き続き整備を行い23年度末に12か所を目指します。

【精神障害者グループホームの整備】

- ・ 精神障害者グループホームは 19 年度末現在、2 か所となっています。現行施設の定員増を検討し、拡充します。

【身体障害者の居住環境の整備】

- ・ 身体障害者の居住の場は、「フロム千束」の定員増により拡充します。また、国の動向等を踏まえ、身体障害者グループホームの整備について検討します。

【住宅相談の充実】（再掲）

- ・ 台東区高齢者等家賃等債務保証制度の活用や啓発・情報提供を行うことにより、民間アパート等への移行を促進するため、住宅相談を充実します。

【日中活動の場の再編整備】

- 福祉的就労をしている障害者もその人らしく、地域生活を送るためには日中活動の場の確保が重要です。
- 区内の通所施設は、心身障害者施設 1 か所、身体障害者施設 3 か所、知的障害者施設 5 か所、精神障害者施設 5 か所となっています。
- 日中活動の場は、(仮称) 清川二丁目福祉施設の整備、つばさ福祉工房の新サービス体系への移行、(仮称) 障害者支援センターの整備などについて、区内施設全体を総合的に検討する必要があります。

【(仮称) 障害者支援センターの整備】

- ・ 平成 16 年の障害者福祉計画（推進 5 か年プラン）でも課題とされていた、松が谷福祉会館の再編による(仮称) 障害者支援センターの設置については、障害者自立支援法の施行による「つばさ福祉工房」の新体系移行や(仮称) 清川二丁目福祉施設整備の状況等による必要な見直しを行い、区内日中活動の場の中核的な施設として整備します。

【(仮称) 清川二丁目福祉施設の整備】（再掲）

- ・ 知的障害者の地域生活支援型の入所施設及び通所施設を(仮称) 清川二丁目福祉施設内に整備します。

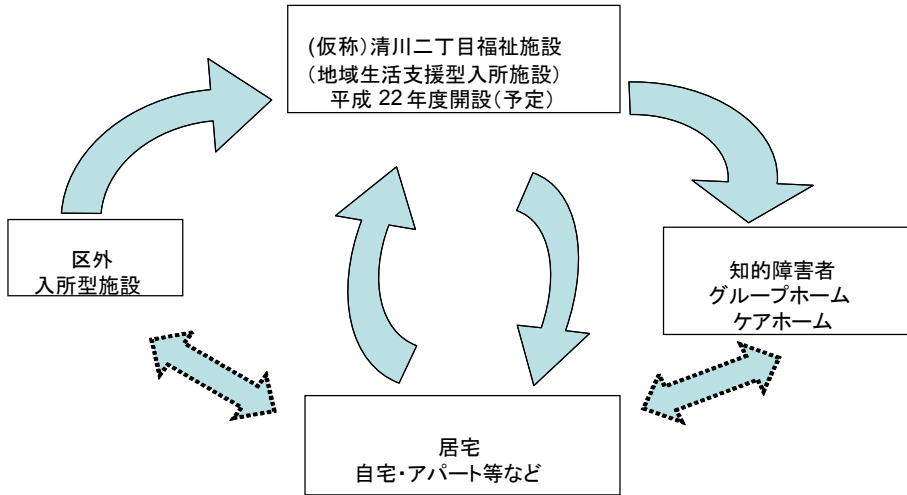
【つばさ福祉工房の新体系移行支援】

- ・ 旧法通所授産施設の「つばさ福祉工房」は、障害者自立支援法により平成 23 年度末までに新サービス体系に移行する必要があります。(社福) つばさ福祉会と移行する新サービス体系について協議し、利用者の実態に合った体系に円滑に移行できるよう支援します。

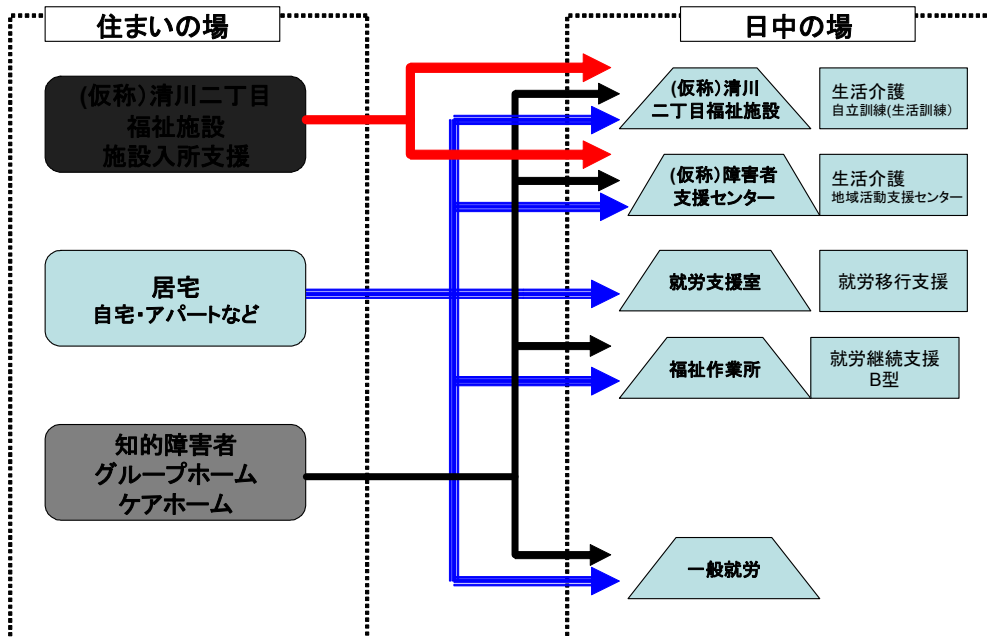
【精神障害者共同作業所の新体系移行支援】

- ・ 精神障害者共同作業所は、障害者自立支援法外の施設として運営していますが、法内施設への移行が求められています。移行に際しては、現行事業が円滑に継続されるよう支援します。

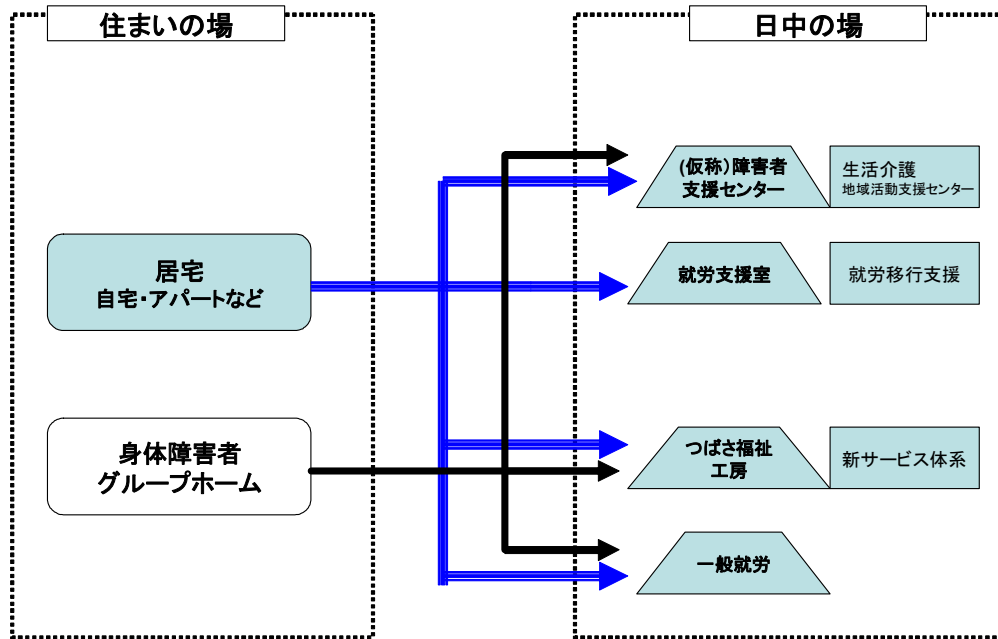
知的障害者の「住まいの場」の移行イメージ



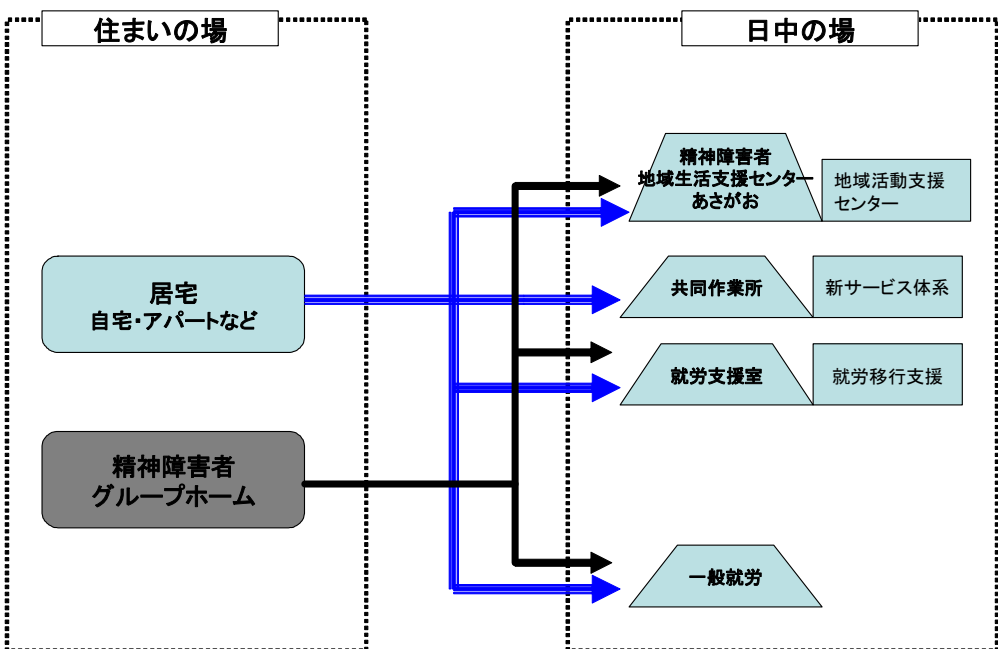
(仮称)清川二丁目福祉施設及び(仮称)障害者支援センター開設後の知的障害者の居住・日中活動の場



(仮称)清川二丁目福祉施設及び(仮称)障害者支援センター開設後の
身体障害者の居住・日中活動の場



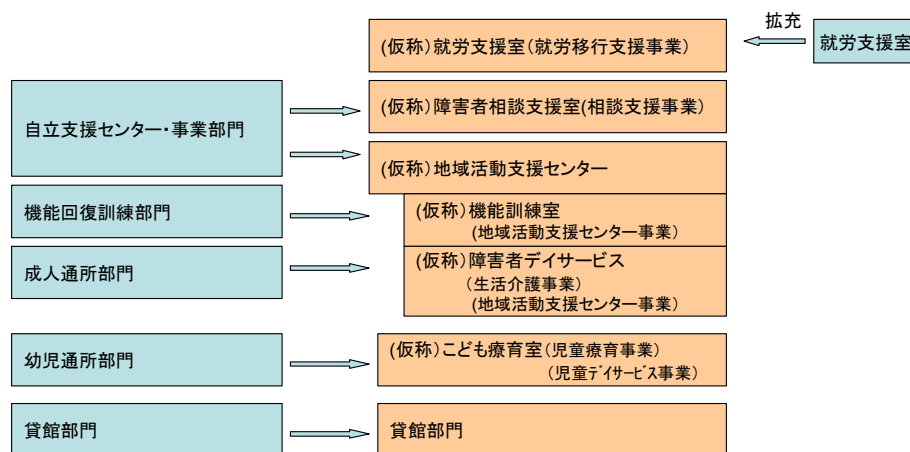
精神障害者の居住・日中活動の場



(仮称)障害者支援センター機能一覧

松が谷福祉会館

(仮称)障害者支援センター



3

(仮称)清川二丁目福祉施設 完成予想図



所在地：台東区清川2丁目14番10号

障害者施設：知的障害者入所施設、知的障害者通所施設、短期入所施設

高齢者施設：特別養護老人ホーム、地域包括支援センターほか

子育て支援施設、地域交流スペース